



自治基本条例

No.2

又々と一緒に考えよう

H22.11

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「自治基本条例」とは、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、自治基本条例について検討を行っています。

8月には、条例のコンセプト（基本的な考え方）を取りまとめました。

～みんなの思いを条例へ～

市民・企業・行政が対等に話し合えるといいね

市の担当者がかわっちゃったけど、大丈夫かな

みんなが大好きなまちになるといいな！

税金の使い道って…

市役所と区役所って何が違うの？

市の企画や計画にかかわりたい

さいたま市はいろいろな人たちが活動しているよ

議会基本条例とこのがあるけど、自治基本条例との関係は？

みんなが困っていることを地域で何かできないかな

いい条例に育てるぞ



期待する効果

- 「課題解決の羅針盤」として活用
- 市民、議会、行政のより良い関係

条例制定の目的

- 「市民自治」の確立
- 市民が誇りを持てる「さいたま市」

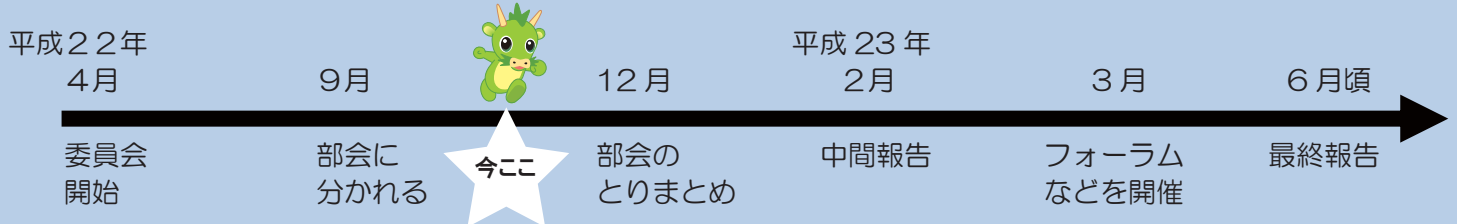
条例で定めるもの

- 市民と議会・行政の関係
- 区、コミュニティの役割
- 自治を担う人づくり など

条例のコンセプト(イメージ図)

部会に分かれて 条例に盛り込む内容を検討しています

検討委員会では、9月に「市民部会」と「議会・行政部会」に分かれて、各テーマの検討を進めています。



「市民部会」では、市民の自治へのかかわり方について、広く検討しています。

市民活動団体等との話合いの中で、地域社会の課題解決のためには、市民同士の情報交換の場、行政との対等な立場での協働が極めて重要なことが浮かび上がってきました。

《両部会共通検討テーマ》

- ・自治基本条例の目的
- ・自治の基本理念
- ・自治の担い手 など

「議会・行政部会」では、市民自治の発展に向け、議会・行政のあり方を中心に検討しています。

「さいたま市議会基本条例」と自治基本条例との関係、行政の改善すべき点や区役所の役割などが検討にあたっての課題となっています。

《市民部会の個別検討テーマ》

- ・市民の権利・責務
- ・参加、協働
- ・身近なコミュニティのあり方 など

《議会・行政部会の個別検討テーマ》

- ・議会(議員)の役割・責務
- ・市長(職員)の役割・責務
- ・行財政運営のあり方 など

条例づくりに参加しましょう

自治基本条例検討委員会では、みなさんと一緒に自治基本条例の具体的な内容について考えたいと思います。参加の形はさまざまです。ぜひ参加してください。

みる

市のホームページで議論の経過が見られるよ。

←市HPのここを押してね
自治基本条例



きく

検討委員会は誰でも傍聴できるよ。気軽に様子を見に来てね。



いう

意見募集してるよ。みんなの声をまってるよ。
さいたま市企画調整課まで



あつまる

フォーラムに参加してね。(平成23年3月頃予定)



発行 さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。